

7 医安第 1065 号
令和 7 年 12 月 24 日

一般社団法人愛知県病院薬剤師会会长様

愛知県保健医療局長

相談窓口に対するエトミデートに係る周知について（通知）

本県の薬務行政の推進について、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

相談窓口に対するエトミデートに係る周知について、令和 7 年 12 月 17 日付で厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御承知いただくとともに貴会会員（団体関係者）への周知について御配慮ください。

担当 生活衛生部医薬安全課
毒劇物・麻薬・血液グループ
監視グループ
電話 052-954-6305 (ダイヤルイン)
052-954-6344 (ダイヤルイン)
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

事務連絡
令和7年12月17日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

相談窓口に対するエトミデートに係る周知について（周知依頼）

本年5月、国内未承認の医薬品成分であるエトミデートは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15号に定める「指定薬物」に指定され、その製造、輸入、販売、所持、購入、譲受、使用等が禁止されましたが、依然として乱用の事例等が複数確認されています。

エトミデートは海外では医療機関で麻酔薬として使用されていますが、我が国においては指定薬物に指定されており当該成分を含む製品を摂取した場合、意識障害や呼吸抑制など、重大な健康被害が生じるおそれがあります。

つきましては、全国の精神保健福祉センター、こころの健康センター等の相談窓口の皆様方にエトミデートに関する情報を含め、違法薬物に一層の御理解・御認識を深めていただくとともに、医療機関の案内等の適切なサポートをしていただきますよう、管下政令指定都市、関係機関等に対し周知をお願いいたします。



エトミデートに係る現状・事実関係(2025.12.17時点)

【規制状況】

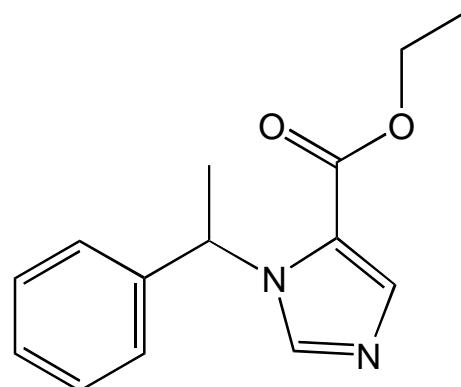
- エトミデートは、海外で麻酔導入薬等として使用される医薬品成分（国内で未承認）。
- 令和7年2月以降、沖縄県警において危険ドラッグであるエトミデートの押収事例と交通事故等との関連性が疑われることが判明。
- 令和7年5月1日：沖縄県警・沖縄県庁・沖縄麻薬取締支所・沖縄税関が連名で「注意喚起」を広報。
- 令和7年5月16日：厚生労働省が指定薬物に指定（施行日：令和7年5月26日）。
- **エトミデートは指定薬物として、医療等の用途以外の用途に供するための製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受又は医療等の用途以外の用途の使用が禁止されている。**



- 警察庁によると、各都道府県警察において、本年5月から10月末までの検挙は20名。
(沖縄県10名、大分県5名、三重県2名、東京都2名、福岡県1名)
- 警視庁でも、11月及び12月に、エトミデートの所持又は輸入で計2名逮捕との報道。



【エトミデートが含まれる製品の一例】



【一般名：エチル-1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート】